

明治大学法科大学院「ジェンダーと法Ⅱ」授業参加者アンケート

2019年11月19日(火)「DVの実務」

ゲストスピーカー：山崎 新 先生

本日の講義に参加した動機を自由に記入してください。

- ・近年よく、DV事件が起きており、何故起きるのか、法は十分な措置を有していないかが気になり、本日の講義に参加しました。
- ・DV防止法について興味があったため。
- ・ジェンダーと法Ⅲの講義の中で、ストーカーについて調べており、夫婦間のDVについても強い関心を有していたため。
- ・家族がDV被害にあったことから関心を持ちました。

本日の講義の感想を自由に記入してください。

- ・DV事案の実務の流れに関するお話は、具体的に実務でどのようなことをすればよいのか、どのような対応をして、どのようなことを注意すべきなのかということ、DV事案を扱う実務家としての視点で、詳細に説明していただき、参考となる部分が非常に多かったです。将来DV事案を扱うことになったら、今日のお話を思い出して対応していきたいと思います。
- ・DVと一言でいっても、様々なDVがあり、奥が深いと思いました。また、裁判所での審尋のデメリットがあまりにも危険すぎるし、DV関係については、もっと介入して被害者を救うべきだと思う。さらに、DV防止法の保護命令をなかなか得ることが難しく、得たとしても、たかだか6か月であり、あまりにも短すぎる。DVの加害者がたかだか6か月で変わることはないし、下手をすれば命の危険も生じる。それだけは避けるべきだし、法律もDVに関してはもう少し厳しく取り締まってもいいのではないかと思った。
- ・具体的な事実が紹介されていたが、異常なものが多いことがわかった。精神的暴力の中には企業内でのパワハラに似たものも見られたのが興味深かった。DV単体の問題というよりも、日本全体におけるこういった暴力に対する意識の問題のように感じた。
- ・刑法で不法な有形力の行使が罰せられ身体の安全という法益が守られる措置がとられているのになぜDV防止法があるのか、その存在意義を学ぶことができよかったです。自分も心理学と精神医学を学んだので、心理的傷害については特に興味を持っていました。心理的外傷を立証することは果てしなく難しいと思いました。
- ・一時保護について、男性にもDV被害者が一定数いる以上、男性の保護施設を行政が用意すべきでないかと思った。というか、用意していないことについて何か合理的な理由があるのだろうか。話は変わるが、「めんどくさい依頼人」というワードに実務での苦勞の片鱗が感じられた。

- ・DV 関連について、とても細かな話を伺うことができ、非常に満足でした。
- ・DV について、法規制から実務での運用についてまで、とても分かりやすいお話を聞かせていただいた。DV 被害は、被害者にとって深刻な問題であるが、同時に被害者側の人生も変えることになるので、DV 問題自体を根絶しようと思えば、加害者臨床が必要だと思った。被害者側としては、身の安全を確保するとともに法的措置にも対応していかないといけないことを考えれば、被害者の心労はたえがたいものとなるため、弁護士はその点のフォローも必要で大事なのだと思った。
- ・被害者は精神障害が生じてしまう人もいると聞いたが、そのような場合、被害者の人から、被害について、話を聞くのはかなり苦勞するのではないかと思った。また、どのような対応が必要なのかと思った。
- ・DV という外部からは見えづらい被害の実態を知る素晴らしい機会を得ました。
- ・DV 事件に限らず、弁護士業務を行っていく上で、法律知識以外の専門的知見 (e. g. 臨床心理、カウンセリング等) が必要であると感じた。
- ・DV 防止法は、被害者にとって有用な制度だと思うので、広く存在を知ってもらう活動が必要であると思いました。
- ・DV が犯罪だということを、中学生くらいから教育すべきではないかと思います。現場で戦っている先生のお話は大変興味深かったです。
- ・今回の講義に参加するまでは DV については漠然とした知識やイメージしかありませんでしたが、お話を聞いて DV の実態や法律問題については、被害者の実質的な救済という観点からは、まだまだ解決すべき困難な問題が残っていると感じられました。
- ・弁護士の方が実際のご経験をもとに、実務の現状の留意点をお話いただき、大変勉強になりました。今回の講演で、DV 防止法の運用には問題が多くあるということを知った。申立てが棄却、却下された場合に、加害者側が逆手にとって有利な事情として扱われ、だから申立てをしない、というのは、本当に残念だと思うし、期限がしっかりついているのであるから、認容のハードルを下げてもいいのではないかと感じた。また、デート DV の解決について、今後も大きな問題があることがわかった。
- ・法曹/司法関係者が暴力について圧倒的に偏見を有していることに驚いた。地に足ついた判断を心掛けたい。自分もなにかバイアスを持っていないか、持っているとしたら、改めたい。
- ・実務の前線に立っている方のお話だったので、学問的になりすぎず、かつ理想論ではなく実態に沿った割り切ったご説明で、不勉強な私のような学生でもイメージしやすかったです。特に、退去命令 70 件という少なさに驚きました。法改正の機動性はイマイチな様ですが、今後の動向を追っていかうと思うことができました。加害者対応の難しさについても、そのような支援をする側のリスクについて、実務に携わっている先生からお話を聞いてより身近な問題と感ずることができました。ありがとうございました。

- ・依頼者に、自分の認知の歪みを気付かせることが、「当事者間の公平の回復」の要なのではないかと思いますが、それはとても難しそうですね。実務についてからもう一度山崎先生にお話を伺いたいです。
- ・DVの現場におけるすさまじい状況につき、改めて社会問題を強く意識した。家族関係や近隣関係が希薄する中で、核家族化し密室となった過程の中で、人格を無視し、暴力による抑圧が行われている現代社会に対して、むなしさを感じるとともに、将来法曹となり、このような環境に陥った方々の力になりたいと思った。
- ・男女問題は複雑で、第三者の介入は難しいものの、多方面からの救済窓口を拡大するべきであり、弁護士の果たす役割の重要性を強く感じた。
- ・日本社会において、DV被害にある方々の救済がたやすすくないとの印象がある一方で、やはり学校教育での教育の必要性があると感じた。加えて、地域社会や職場で社会人としての相互扶助的なつながりや共通のテーマを持つことによるなどの手法で問題を減少させていくということとを国として対策を講じるべきと思った。

今後、実施してほしい継続教育のテーマ・実施希望時期がありましたら、自由に記入してください。

- ・実際の事案（に近い）に沿って、制度の問題点や運用の問題点について教えてほしいです。
- ・たまたまニュースで「おひとりさま」と特集を目にした。独身者に対する偏見について勉強するとおもしろいのではないだろうか。
- ・家族にかかわる社会問題について、実務を担っておられる弁護士の先生方のお話を伺いたいです。

講評

山崎先生より

当日は熱心に講義を聞いていただき、たくさんの質問をいただき、ありがとうございました。当日の様子からも今回の感想からも、DVに深い関心を持っていただいていることが伝わってきます。今回はDVの法制度の説明だけでなく、実務で感じる様々な制度の課題や使いにくさ、被害者や加害者の心理のお話もさせていただきました。若い年代の方でもご自身の家族や恋愛経験の中で引きつけてDVの支配従属の関係性の実態をリアルに感じることができる部分があったのではないかと思います。それを受験に向けたモチベーションだけでなく、皆さん自身の家族観や恋愛観につなげていただけたらありがたいと思います。皆さんの心に少しでも種をまくことができたら嬉しいです。

皆さんが将来弁護士や裁判官になり、DV事案を臆せず扱うようになり、法制度をより充実させる側に回ってもらえたりすることを心から願っております。